

加西市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市公契約条例（平成27年加西市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約等)

第3条 条例第5条第2号に規定する市長が別に定める請負契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設又は公園の管理運営業務
- (2) 施設、下水道管渠等の清掃業務
- (3) 街路樹等の維持管理業務
- (4) 一般廃棄物等の収集運搬業務
- (5) 給食運搬車等の運行業務

2 条例第5条第3号に規定する市長等が必要と認めた指定管理協定は、次に掲げる公の施設の指定管理協定とする。

- (1) 加西市民会館
- (2) 加西市体育施設（加西市ランドマーク展望台含む。）
- (3) 加西市都市公園
- (4) 加西市立善防園
- (5) 加西市地域活性化拠点施設

(台帳の作成及び報告)

第4条 条例第11条に規定する規則等で定める記載事項は、次に掲げるものとし、加西市公契約条例対象工事労務台帳（様式第1号）又は加西市公契約条例対象委託労務台帳（様式第2号）により作成するものとする。

- (1) 公契約等の契約番号及び件名
- (2) 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限
- (3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、担当者名、担当部署及び連絡先
- (4) 労務報酬下限額
- (5) 賃金等の支払方法
- (6) 公契約等に係る業務に従事した時間数
- (7) 労務報酬下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額

2 前項の台帳は、毎月作成しなければならない。

3 条例第11条に規定する報告の指定期日は、報告の対象となる月に応じて次のとおりとする。

対象月	指定期日
契約日の属する月（以下「契約月」という。）	契約月の翌々月の10日まで
契約月の翌月から履行期間の中間日の属する月（以下「中間月」という。）まで	中間月の翌々月の10日まで

中間月の翌月から履行期間の末日の属する月（以下「期限月」という。）まで

期限月の翌々月の10日まで

（算定労働時間数）

第5条 前条第1項第7号に規定する算定労働時間数とは、労働者等が公契約等に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- （1） 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じた時間
 - （2） 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
 - （3） 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数
- （立入検査をする職員の証明書）

第6条 条例第14条に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

（公表）

第7条 条例第17条の規定による公表は、次に掲げる事項について、加西市公式ホームページその他適切な方法により行うものとする。

- （1） 公契約等の件名及び締結日
- （2） 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- （3） 公契約等の解除等をした場合は、その日及び理由
- （4） 公契約等の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

（審議会の会長等）

第8条 条例第20条に規定する加西市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する委員とする。
- 3 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

（審議会の会議）

第9条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、議事に関係ある、条例第21条第4項の規定する臨時委員を審議会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 5 臨時委員は、当該審議会の意思決定に当たっての議決権を有しない。

（守秘義務）

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、管財課において処理をする。

（審議会の運営）

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(規則の改正)

第13条 この規則の改正に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行し、平成27年9月1日以後に締結する公契約について適用する。